# 「総合資源エネルギー調査会

省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」

「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」 合同会議(第14回)

日時 令和4年6月23日(木)14:00~15:42 場所 オンライン開催

### 1. 開会

### ○石井室長

定刻になりましたので、ただ今から資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ第14回および交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会第16回の合同会議を開催いたします。

皆さま、本日はご多用中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たりまして、ご出席いただいている委員の皆 さまへ事務的に3点お願いがございます。

1点目、委員の先生方におかれましては、本委員会中はビデオをオフの状態でご審議いた だきますようお願いいたします。また、ご発言の時以外はマイクをミュートの状態にしてい ただきますようお願いします。

2点目です。ご発言を希望の際は、Te a m s 会議の手挙げ機能で合図をいただくようお願いします。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、まず事務局にメールを入れていただきますようお願いします。改善が見られない場合には、事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局からご連絡をいたします。

その他、もし何かご不明点などがございましたら、事前に事務局より連絡をしております メールアドレスまでお知らせください。

それでは、これからの議事進行について山内座長にお願いすることとします。山内座長、 よろしくお願いいたします。

### ○山内座長

承知いたしました。

皆さん、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の合同会議でございますが、一般傍聴につきましては、コロナウイルス対策に伴う政

府の対応方針というものを踏まえまして、インターネット中継による視聴方式により行う ということにさせていただきます。

それで、本日の合同会議の議題ですけれども、再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について検討と、これを行いたいということでございます。それでは、まず初めに事務局から本日の資料について確認をお願いいたします。

#### ○石井室長

承知しました。

インターネット中継でご覧の皆さまは、経済産業省または国土交通省のホームページに アップロードしておりますファイルをご覧ください。

本日の配布資料については、配布資料一覧にありますとおり、議事次第、それから委員名簿、資料1再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方について、資料2-1一般海域における占用公募制度の運用指針の改定案素案、資料2-2一般海域にける占用公募制度の運用指針新旧対照表、それから参考資料1としまして、洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業各調査項目における調査手法・仕様の一般化に向けた中間取りまとめ、それから参考資料2としまして、洋上風況観測ガイドブック中間報告をご用意しております。

以上です。

# 2. 説明•自由討議

再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について

# ○山内座長

それでは、議事に入りたいと思います。再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方についてでございます。これについて事務局からご説明をお願いいたします。

### ○石井室長

承知しました。それでは、再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等についてご説明いたします。

おめくりいただきまして、前回の主なご指摘事項をまとめております。2ページ目でございます。まず、こちらは5月23日に開催をしました合同会議第12回における委員の方々からのご指摘事項でございます。

1つ目、評価の大枠および配点の考え方ですけれども、(1) にありますように、配点が 見直されているけれども、基本的に大筋は変えていないということで評価ができる。今後の 公募では価格差は縮まると考えられるが、事業実現性の評価においてどの程度の点数差が つけば価格点差を逆転できるのか試算があれば示してほしいとか、(2) にありますように、 供給価格と事業実現性の比率を1対1とすることについて賛成。1対1を実現するために も、事業実現性の各評価において最低1者をトップランナーとする、または自動的に最高点 を満点に変換するといった方式の検討が必要ではないか。その他、電力の安定供給とサプライチェーン化強靱化に重点を置いており、評価できるというコメントを頂いております。

2ポツです。事業計画の迅速性についてです。サプライチェーンやインフラ形成の観点からも迅速性の意義は極めて重要というご意見を頂いた一方で、迅速性評価のウエートが強くなり過ぎているのではないか。20点と大きく加点すると、選定前から環境アセスを始めるなど、将来的に目指している日本版セントラル方式によるイコールフッティングの方向性と矛盾する。あくまで時限的な措置であれば、そのように明記すべき。

それから、(5)番にありますように、配点が高いため運転開始時期の実現可能性についての審査を慎重に行うべき。運転開始時期が遅れた場合のペナルティーについて、保証金の没収で十分な抑制効果があるか検討が必要。

それから、3ポツの個別の評価基準の考え方ですけれども、非価格要素点について、評価 基準が見えにくかった中でメリハリもついた形で明確化され評価できる。それから、事業計 画の実現性に含まれる 10 項目について、プライオリティー付けをしてそれぞれ評価するこ ととしており評価できる。各評価項目について評価基準が明確になったことは評価できる。 他方、そもそもどういった点を評価するのか、その考え方を明確にする必要があるのではな いかといったご指摘を頂きました。

続いて3ページ目です。落札制限についてです。落札制限について賛成。産業育成といった観点で参入事業者の多様化を図り、投資環境を整備することが重要。一方で、落札制限はコンソーシアムの組み方に影響を与える。公募ごとに判断するとしても、実施されるかどうか分からない不透明さ故に事業者の事業計画検討に大きく影響し得る。事業者の予見可能性が重要というご指摘がありました。

その他としまして、知事意見についてのご指摘をいただいたり、あと(2)番にありますように、早期運転開始を可能とするためには、民間側の工夫のみならず、国側の対応として環境アセスの迅速化、港湾インフラの整備について、政府の取組の方向性を示すべきといったご指摘をいただいております。

続いて4ページ目でございます。こちらはその翌週、5月30日に開催しました合同会議第13回です。こちらでは、JWPAさんに加えまして、第1ラウンドに参加された事業者のヒアリングを実施しております。

まず1つ目、評価の大枠および配点の考え方については、事業実現性に関する評価について最高点を120点に換算すべきか否かについては、意見が分かれました。それから(2)ですけれども、事業計画の実行面の評価については、運転開始前・後の比重の置き方について、前が重要、一方で後が重要、前後ともに同等との意見に分かれております。建設段階での事業リスクが大きいことですとか、あとは電力安定供給の評価項目でもO&Mの点が評価されることから、事業計画の実行面では運転開始前に比重を置くことが妥当といった意見も見られました。

続いて2番ですけれども、事業計画の迅速性についてです。事業計画の実現性を考慮して

迅速性を評価すべきとの意見が多く、配点については高めるべき、低めるべきの両意見が見られました。

続いて5ページ目です。3ポツの個別の評価基準の考え方です。支持構造物の動的解析の 考え方の明確化とか、あと都道府県知事のご意見の評価基準についても明確化すべきとい った、そういうご意見がありました。

それから4ポツの落札制限についてです。コンソーシアム・SPC組成の制約を設けるべきではないとの意見が多く見られました。また、落札制限をそもそも設けるべきではないとの意見も見られました。

そして5番、その他のところですけれども、選ばれなかった非選定事業者の事業内容も一 律に公表すべき。それから、第三者選定委員の委員名を公表すべきといった、そういうご意 見を頂いております。

続きまして8ページ目でございます。その上で本日ご議論いただきたい事項ですけれども、1つ目は見直しの方向性でございます。すみません、7ページ目です。ご覧いただければと思います。

まず、これまでのご議論を踏まえまして1ポツの(1)ですけれども、政策的に重要なポイント、例えば2030年エネルギーミックスの実現などに直結します運転開始時期、そういったものの評価の差異が鮮明に表れるように、事業実施能力について配点等内容を見直しつつ、引き続き事業実施能力を80点満点で評価。地域との調整と地域経済等への波及効果の合計点を40点満点として、合計120点満点で評価をする。

(2)ですけれども、国民負担の抑制と事業の確実な実施の両立が大原則であることから、 供給価格と事業実現性評価の配点は引き続き1対1で評価をするというふうにしています。 そして2番です。事業実施能力80点については、事業計画の迅速性20点、事業計画の基 盤面20点、事業計画の実行面20点、電力安定供給20点としつつ、以下に5つ示しておりますけれども、このとおり対応したいと考えております。

まず(1)です。各評価項目の考え方、それから評価基準のさらなる明確化を図るという点です。各評価項目を設定する目的・考え方を明記します。それから、多くの事業者から確認を求められました動的解析については、いずれ選定された事業者については法律に基づきまして安全評価の一環で実施することになりますけれども、その解析方法はいろんなパターンがある中から、事業者裁量で選択可能なものというふうになっております。このため、公募の段階において1つの手法に限定するというのは、まさに不要なコストを招く可能性が高いという観点から、求めないことにしたいと考えております。それから、知事意見を最大限尊重する評価項目については、あらかじめその評価基準を明確化するということにしたいと思っています。

そして(2)番ですけれども、事業計画の実現性を十分考慮した迅速性評価の実施です。 配点が過大との意見があった一方で、配点をもっと高めるべきというご意見もございました。ウクライナ情勢を踏まえまして、再生可能エネルギーの導入加速に向けた取組が極めて 重要であるということから、配点そのもの、20 点は変更しないというふうにしたいと思っています。また、予見可能性の観点から、運転開始時期に関する絶対基準を定める、すなわちこれは第12回資料でお示しした案の2ですけれども、それを定めつつ事業計画の実現性を十分考慮するために、事業計画の基盤面・実行面の合計点が5割未満の場合は0点とし、5割以上の場合には同合計点の得点率を乗じた値、これを事業計画の迅速性の評価点とするというふうにしたいと思っています。

続いて、ペナルティーとして運転開始遅延時の保証金没収事由を設ける場合は、不可抗力 事由の適用等の検討を行いたいと思っています。ただこの点につきましては、再エネ海域利 用法に基づきまして、調達価格等算定委の意見を尊重して検討を行いたいと思います。

それから③ですけれども、エネルギーミックス等の政策目標や日本版セントラル方式の 導入等の状況も踏まえながら、必要に応じて評価の考え方は適宜見直すこととするという ふうにしております。

次のページ、8ページ目です。(3)の複数区域同時公募時の落札制限です。同時に公募する区域数ですとか出力規模を踏まえて公募ごとに適用有無などを判断し、公募占用指針において適用有無や具体的な方法を記載したいと思っています。落札制限を適用する場合においては公募参加者の同一性を判断する必要がありますけれども、区域ごとのコンソーシアム・SPCの組成方法に制約を課した場合、自由な競争環境を損ない、結果として公募参加者が減少する可能性があることから、コンソーシアム・SPCの組成方法については制約を設けない形で、同一性判断の基準を設けたいと考えております。

続いて(4)番です。事業実現性評価点の補正についてです。事業実現性の評価は、全海域共通で定められます評価基準に照らした絶対評価ですけれども、各海域によって風況や海底地盤、それから施工リスクなどの特性が異なりますので、海域によって評価点の傾向、それから分布に差異が生じる可能性があります。つまり、事業実現性評価の点差については、海域ごとの特性の違いや、それによる評価点の傾向・分布の違いが考慮されていないというものになります。今後落札制限を実施する際には、異なる海域間の点差を比較考慮することになりますけれども、事業者選定においては価格と事業実現性を総合的に勘案して選定する必要がありますので、事業実現性評価においても各海域の特性の違いなどを考慮した相対評価に見直すこととしてはどうかと思っています。具体的には、各海域ごとに事業実現性評価における最高評価点を満点とし、同海域の公募参加者の評価点を同一比率により換算する。下の※印で示しております計算式ですけれども、これによって計算してはどうかというふうにしております。

続いて9ページ目です。事業者選定時の公表事項でございます。まず①ですけれども、公募占用計画の評価に係る第三者委員会についてですけれども、これについては引き続き公募参加者との利害関係を有しない委員を選定するとともに、委員への働きかけを防止する観点から、事業者選定時までの期間においては委員名を公表しない。

ただし、公募プロセスの透明性確保の観点から、今後実施する公募においてはですけれども、

審査内容の口外禁止ですとか、それから公表までの間は事業者等との接触報告などを条件として課した上で、事業者選定終了から一定期間後に委員名を公表することとして、その委員名を公表する適切な時期については今後検討していくとしてはどうかと考えております。それから②番ですけれども、併せて公募プロセスの透明性確保の観点から、非選定事業者についても、事業者選定時に事業者名、構成員名、それから事業計画の概要、評価点および事業実現性評価点の内訳・講評を一律公表することとするというふうにしております。

次のページでございます。10ページ目です。このスライドは5月23日の合同会議でもお示ししたものになります。ご説明は割愛をいたします。

続きまして 11 ページ目です。 5月 23 日の合同会議で、価格差とそれによる評価点差の関係についてコメントを委員の方々から頂きました。それを示したものがこちらになります。供給価格点は以下の点線枠囲いで示しております算出式によって算出されますので、同じ価格差であっても最低供給価格が低くなるほど供給価格点差が大きくなる、そういう傾向がございます。一部、価格が軽視されるのではないかという、そういうご懸念が見られますけれども、最低供給価格が例えばですけれども 9円、それから 12 円、15 円あたりを見ていただくと、同じ最低供給価格との価格差、例えば 1 k W h 当たり 2 円という差がついただけでも、大体 22 点から 14 点という点差が開きます。これはラウンド 1 の方式でもありまして、引き続きこのように低い価格を導出し得る、そういう方式を取っていきたいと考えておりまして、価格を重視していくという考え方は一切変わりません。

続きまして 12 ページ目をお開きください。こちらは事業計画の迅速性の評価案の見直し 案になります。

13 ページ目をお願いします。事業計画の迅速性(20 点満点)でございます。運転開始時期に関する絶対基準を設定し、評価することとするとしております。こちらは第 12 回資料の案 2 に当たるものです。14 ページの階段状のグラフも併せて見ていただければと思いますけれども、ただこちらについては事業計画の実現性の観点も考慮するため、事業計画の実現性、基盤面と実行面がありますけれども、この評価点が 5 割未満の場合は 0 点とする。また、5 割以上の場合は運転開始時期に応じた点数に事業計画の実現性の評価点比率、この比率の取り方には今 2 通りの案を提示しております。 1 つ目の案が配点 40 点に対する比率、一方で案の②のほうが各海域の最高評価点に対する比率を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点としてはどうかというものです。

この2つの案の特徴を整理しますと、下の表のようになります。まず左側の案①をご覧いただければと思います。配点 40 点に対する比率ですけれども、こちらについては、評価基準に照らした事業計画の実現性の評価を踏まえ、迅速性の評価が可能です。案の②に比べまして評価点が抑えられる可能性があります。それから、案の②と比較しまして、こちらはまだ見ぬ最高点ではなくて絶対評価となりますので、事業者の予見可能性が高いという特徴があります。

一方で右側の案の②です。各海域の最高評価点に対する比率ですけれども、それを考慮し

て迅速性を評価するというものですけれども、海域ごとの特性の違いが結果的に評価点の傾向・分布の違いに表れると考えられますので、それを考慮した事業計画の実現性の評価、迅速性の評価が可能。それから、案の①と比較しまして、高い評価点を得られる可能性が高くて、早期運転開始のインセンティブがある。それから3つ目ですけれども、最高点は同一海域のライバルのレベルによって左右されますので、事業実現性の重み付けが海域内の公募参加者の提案水準に左右されるという特徴がございます。

14 ページ目をご覧いただければと思います。今お示ししました2つの案を具体的に例示したものでございます。階段状の絵の右上を見ていただければと思いますけれども、2027 年、例えばですけれども10月に運転開始する計画であって、事業計画の実現性の得点が12点の場合、5割未満にこれは当たります。配点40点に対して最高評価点30点というケースですけれども、事業計画の迅速性の評価点は、この場合は0点となります。一方で、2028年5月に運転開始する計画であって、事業計画の実現性の得点が28点の場合、案①でいきますと、15点に対して、配点40点に対して28点を取っておりますので70%を乗じまして10.5点。一方、案②の場合については、同じく15点に対して、最高評価を取られた30点が分母に来ますのでそれに対して自身の点数が28点、この割合を乗じて14点という形になるというものです。

続きまして 15 ページ目をお願いします。こちらは事業実現性評価の考え方の見直し案で ございます。これは前回からの資料の変更点を赤字で示しております。

16 ページ目をお願いします。事業実現性に関する具体的な評価方法でございます。前回の合同会議で、今日お示ししております資料の10ページ目の内容から、リスクの特定ですとか対応といった評価がなされないのではないかというご懸念・誤解を与えてしまったという点がありますので、しっかりとリスクについても評価をするということが分かるように赤字で明記をしております。こちらの評価の考え方自体は、前回から変わっておりません。続きまして17ページ目をお願いします。こちらは事業実施体制、それから事業実施実績でございますけれども、国内でもまだ前例のない大規模洋上風力発電事業について、長期的、安定的かつ効率的に実施が可能な事業者であるかを評価するため、洋上風力発電事業の実績の有無、効率的な事業実施体制の構築、事業継続に係るリスク管理などの事業の基盤的要素を評価するというふうに、評価項目を設定する目的・考え方を記載しております。具体的な評価区分、それから評価の考え方については、前回から変更はございません。

続きまして 18ページ目をお願いします。こちらは資金・収支計画です。建設に大規模な 資本を要する洋上風力発電事業について、資金調達やその資金返済が適切な計画となって いるか、また 20 年間超の長期にわたって〇&Mを実施するための運転資金や撤去費用につ いて確保できているか、またインフレなどさまざまなリスク要因を踏まえた適切な財務計 画が立てられているかを評価し、長期的、安定的かつ効率的な洋上風力発電事業を実施可能 な事業者であるかを評価するとしています。その中で、評価区分の良好のところをご覧いた だければと思います。前回の合同会議の中で、委員からリスクシナリオのイメージについて どうなるのかというコメントを頂きました。このリスクシナリオについては、今後各公募占用指針の中でお示しをしていくことになりますけれども、その内容については風況変動ですとか工期、金融面等に関するものということで、こちらは修飾語を補って例示をしております。

続きまして 19ページ目でございます。こちらは事業計画の実現性の中の事業計画の実行面でございます。運転開始までの事業計画、スケジュール、配置計画、それから設備構造、施工計画、工事工程、これについては洋上風力発電事業のプロジェクトが確実に運転開始されるまでに至れるかということを評価するため、計画の実現可能性を評価するという、そういう趣旨でございます。このうちミドルランナーのところをご覧いただければと思います。こちらについて、これまでの会議から資料の中で記載を追記しております。建設事業者の実態を踏まえまして、工事開始前までに I S O の 45001 (労働安全衛生) や、建設業労働安全衛生マネジメントシステム、またはこれらと同等の認定等を取得することが予定されているものと追記をしております。

続きまして 20 ページ目をお願いします。こちらは続きです。評価区分の中の最低限必要なレベルについてでございます。まず①ですけれども、公募占用計画の認定から、各種調査、許認可等、施工、運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、それらの内容が妥当であるものと追記をしております。それから⑤番ですけれども、洋上風力発電設備の構造設計が洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説に準じた考え方となっているものとしております。動的解析に関する記載がこれまでありましたけれども、それを落としておりますので、その関係から下の①~⑩となっていたところが⑨というふうになっております。

続きまして 21 ページ目をお願いします。運転開始以降の事業計画(維持管理・撤去)についてです。運転開始以降のO&Mや撤去計画(撤去費用の確保)の実現可能性を評価し、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能な事業者であるかを評価するというふうに、評価の目的を記載しております。

続きまして22ページ目をお願いします。こちらは電力安定供給でございます。2050年のカーボンニュートラルを見据えて、洋上風力発電は再生可能エネルギーの主力電源化の切り札となることが期待されているところ、日本の電力安定供給確保の観点から、今後形成される国内の洋上風力サプライチェーンに関して、電力の安定供給に資するようなサプライチェーン構築となっているかを評価するというものです。評価区分のトップランナーのところをご覧いただければと思います。こちらについては、O&Mについても含まれた評価の考え方であるということを明確にするために、このように追記をしております。

続きまして 23 ページ目です。こちらは関係行政機関の長等との調整能力でございますけれども、洋上風力発電事業は海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、地域との共生が重要な電源であるため、地域との調整実績について評価するというふうに、評価の考え方を追記しております。

続きまして 24 ページ目です。こちらは周辺航路、漁業等との協調・共生でございます。 洋上風力発電事業は海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、地域との共生が重要な電源であるため、周辺航路、漁業等との協調・共生について、地域の要望も踏まえながら、より適切な提案がなされているかという評価を行うというふうに記載をしております。 続きまして 25 ページ目をお願いします。こちらは地域経済波及効果でございます。地域や国民の財産である海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、地域経済の発展に資するような経済波及効果をもたらす提案かどうかを評価するという目的を置いております。

続きまして 26 ページ目をお願いします。こちらは知事意見聴取手続きの進め方案でございます。こちらも同じく、これまでの資料から赤字で追記をしております。赤字で追記をしておりますけれども、知事による評価基準ですけれども、こちらについては再エネ海域利用法に基づきまして公募占用指針に関する関係知事への意見聴取を国が行う際ですけれども、知事から併せてこの評価基準について回答いただくとともに、その内容について公募占用指針公表時に公表すると記載をしております。

続きまして 27 ページ目でございます。こちらは国内経済波及効果 (10 点満点) ですけれども、国民の財産である海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、国内経済の発展に資するような経済波及効果をもたらす提案かどうかを評価するというふうに、評価の考え方を記載しております。

続きまして 28 ページ目をお願いします。こちらは価格点の算出方法についてです。こちらについては、考え方はこれまでの資料から変わっておりませんけれども、一部明確にする観点から赤字で追記をしております。下限価格をあたかも設定して価格の下げ止まりを狙っているかのような印象を与えられているかもしれないんですけれども、そういうことは全くなくて、最高評価点価格を設定する理由については、これは 4 ポツで従来から記載しておりますように、仮に 2 つの事業者が提案する異なる基準価格について、いずれも常に市場価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなります。ただ、両者の基準価格が異なっていますので、供給価格点には差が生じてしまうということになります。いずれも国民の賦課金負担に差は生じないにもかかわらず、供給価格点については差が生じるということになります。

例えば1 kWh当たり1円で入札したコンソーシアムと、同じく1 kWh当たり1.5円で入札したコンソーシアムがあったとして、この場合の価格点差は、この0.5円の違いだけで40点もつくことになります。これはともに1円、1.5円ということで安価かつ国民負担が発生しないと、ゼロであるにもかかわらず、40点の差がつくということになるので、それを回避するという観点から市場価格を上回るような価格ではなくて、そこの5ポツに書いておりますように、市場価格を十分に下回る一定価格以下の場合については、一律120点として評価してはどうかという考え方でございます。

ただ、この最高評価点価格の設定を事前公表するか、公表しないかということも含めてで

すけれども、これについてはFIP制度に関わる議論でありますので、公募占用指針策定時に調達価格等算定委員会の意見を聴取して決定してはどうかと考えております。

29ページ目~31ページ目まではこれまでお付けしていた参考資料ですので、説明を割愛いたします。

32 ページ目です。こちらは複数区域同時公募時の落札制限についてです。同じく前回からの変更点を赤字で示しております。

33 ページ目をお開きください。複数区域同時公募時の落札区域制限案ですけれども、国内の洋上風力産業が黎明期にあることから多数の事業者へ参入機会を与える、そういう観点から、多数の区域において公募を実施する際の基本的な考え方、それを示したものになります。2ポツにありますように、応札段階ではなくて落札数に制限をかけるということにしたいと思っております。ただ、同時に公募する区域数ですとか出力規模を踏まえて、公募ごとに適用有無を検討していくということにしています。4ポツにありますように、(1)ですけれども、1つの公募において一定規模の複数区域について公募する場合、公募参加者の1者当たりの落札制限として、例えば1GWの基準を設けるとしています。

その上で今回追記をしているところが、赤字ですけれども(2)です。複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断ですけれども、これについては共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率が2分の1超の場合は同一性があるというふうに判断したいと思っています。具体的には次ページ以降になります。

まず34ページをご覧いただければと思います。こちらは前回お示ししたものと変わりありません。複数区域について公募して、それで次点との点数差が大きい区域から1GW上限まで割り当てるというものになっています。仮に次点との点数差が同じ場合については、系統容量の大きい区域から割り当てていくという考え方です。

その上でどのようにコンソーシアム・SPCの同一性を判断するかというものですけれども、これまでの事業者のヒアリング、それから委員会での先生方のご指摘を踏まえまして35ページ目です。そこの上の青いところに記載がありますように、共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率が2分の1超の場合は同一性があると判断して、例えばということですけれども事例を4つ並べております。

海域①、それから海域②に対して、コンソーシアム $\alpha$ 、 $\beta$ というのがありますけれども、まずは一番左側の事例 1 からご覧いただければと思います。海域①、海域②に対して、コンソーシアム $\alpha$ 、 $\beta$  で共通する構成員は構成員A、B です。この議決権比率については、コンソーシアム $\alpha$ 、 $\beta$  においていずれも 100%ということで、これについては 50%を超えていますので同一コンソとして扱う。

それから左から2つ目、事例2です。海域①、海域②がございます。同じようにコンソーシアム $\alpha$ 、 $\beta$ で共通する構成員は構成員A、B、Cです。コンソーシアム $\alpha$ において議決権比率は100%、 $\beta$ については70%ということで、これはいずれも2分の1を超えておりますので、この場合も同一というふうに判断する。

それから事例 3 です。右から 2 つ目です。海域①、海域②で共通する構成員は構成員 A のみです。ただ、コンソーシアム  $\alpha$  においては議決権比率が 70%、  $\beta$  については 60%で、ともにこれは 2 分の 1 超となっておりますので、これも同一性があるというふうに判断をします。

一方で一番右側の事例4です。こちらについては、共通する構成員については構成員Aのみですけれども、議決権比率はともに 50%ということで、50%超になっていませんので、このケースにおいては同一コンソではないという形で扱うという案です。

続きまして 36 ページ目をお開きください。こちらは事業者選定時の公表事項についてで ございます。

37 ページ目をお願いします。こちらも同じです。前回お示しした資料から修正した点を 赤字で示しております。3 ポツです。第三者委員会の委員についてですけれども、当然です けれども審査内容の口外禁止、それから公表までの間の事業者等との接触報告などの条件 を課した上で、事業者選定終了から一定期間後に委員名を公表する方向で検討してはどう かと考えております。

その上で、先に、すみません、資料の2-1のほうをご覧いただければと思います。資料2-1は、今までご説明した内容を踏まえまして、一般海域における占用公募制度の運用指針、これは令和元年6月に策定されたものですけれども、それの改定案素案を示したものです。この新旧対比表が資料2-2となっております。資料2-2のほうでは、てにをはを含めて、細かいところの修正も含めて示しておりますけれども、この会議の場では資料2-1を使って、主に内容面で変更した点についてご説明できればと思っています。

まず7ページ目ですけれども、港湾に関する事項ということで追記をしております。画面上は黄色い網掛けになっておりますけれども、港湾に関する事項を追記しております。

それから9ページ目です。最高評価点価格についての考え方が記載されております。

それから 10 ページ目ですけれども、事業実現性に関する項目ということで、迅速性、基盤面、実行面、安定供給という、それぞれ 20 点ずつの配点にしておりますこの項目について記載をしております。

それから 10 ページ目の下からは、事業実現性に係る各要素の評価の配点についてでございます。

11ページ目ですけれども、配点、今ご説明しました 20 点ずつのところ。それから採点方法のところですけれども、トップランナーから最低限必要なレベル、失格ということで、先ほど来ご説明をしております表の中でお示しした考え方を示しております。

それから14ページ目です。こちらは公募参加者1者当たりの落札数の制限に関する事項 ということで、落札制限についての考え方を記載しております。

それから 18 ページ目です。こちらは、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用について記載をしております。

それから飛びまして24ページ目です。こちらは、都道府県知事意見作成に当たって、地

元の地域の方々の意見を聴取するという内容について反映をしております。

それから 25 ページ目です。こちらは選定結果の公表内容でございますけれども、選定事業者、非選定事業者における公表内容について記載をしております。

それから 29 ページにおいては、港湾利用スケジュールの変更についての追記をしております。

運用指針についての変更箇所については以上でございます。

資料1には、御報告事項というものが付いておりますけれども、こちらについては後ほど 御報告できればと思います。以上でございます。

#### ○山内座長

よろしいですか。ありがとうございました。いろいろなところからいろいろなご意見を頂きましたので、それを反映する形で少し前回われわれが議論した時と内容が変わっているということでございますが。

これから皆さんに自由に討議していただくということなんですけれども、その前に本日加藤委員がご欠席でいらっしゃるので、事務局から事前にご意見を頂いていると、そちらについてご紹介いただければと思います。準備はよろしいですか。

# ○大岡港湾局海洋・環境課海洋利用開発室長

大丈夫です。国土交通省でございます。それでは加藤委員からのご意見をご紹介させてい ただきます。

本日の会議資料に対してコメントを4点申し上げます。

1点目は、事業計画の迅速性の評価方法についてです。事業計画の基盤面、実行面の合計 点が5割未満の場合は迅速性の評価点は0点とする案が、事務局から示されています。事業 実現性評価点の補正においては、各海域の特性の違いを考慮している一方で、迅速性の評価 においては各海域の特性の違いによらず一律5割という基準を設けることに、多少疑問を 感じます。

2点目は、同じく迅速性の評価で用いる事業計画の基盤面、実行面の評価点比率についてです。比率の算定方法について事務局から2つの案が示されています。どちらの方法が正解というものではないと理解しておりますが、全体のバランスを踏まえると配点40点に対する比率でよいかと思われます。

3点目は、落札制限に係るコンソーシアムの同一性判断についてです。事務局から提案があった判断基準は分かりやすいものですが、この判断基準で抜け道ができないかという点について多少心配を感じています。

4点目は委員名の公表についてです。そもそも委員名を公表する理由や意義が何なのか という議論が必要だと思います。委員名の公表のタイミングについては、それを踏まえて検 討すべきものと理解しております。

以上でございます。

# ○山内座長

ありがとうございました。

それでは、皆さまからご意見を頂戴したいと思います。ご意見、ご質問のある方は、手挙 げ機能でご発言したいという旨を合図していただきたいと思います。これは冒頭にも申し 上げておりますけれども、ご発言時以外はビデオオフで音声ミュートということでお願い したいと思います。それではいかがでございましょう。どなたかご発言ご希望いらっしゃい ますでしょうか。

桑原委員からご発言ご希望ということですね。どうぞご発言ください。

### ○桑原委員

ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

# ○山内座長

はい。聞こえております。

# ○桑原委員

ありがとうございます。事務局案のうち3つの点、1つ目は迅速性評価に20点という大きな配点を行っていること、2つ目は落札制限を導入しようとしていること、それから3つ目は事業実現性評価を120点に引き直そうとしていること、この3点について、これまでこのワーキンググループの場で私としては疑問や懸念があると申し上げて、慎重な検討を求めてまいりました。今回ご提示をいただいた事務局案には、これらの3点が含まれている状況です。今回の事務局案を拝見すると、いろいろな方のご意見を踏まえていろいろご調整をされていて、相当のご苦労、ご尽力をされているのだろうということは理解しておりますけれども、それでも私としましては、前回の事業者ヒアリングの内容も踏まえて、今申し上げた3つの点については反対であるという意見を申し上げます。まずはこの3つの点について反対である理由を述べさせていただきますが、その後1点コメントをさせていただきたいと思います。

まず1点目、迅速性評価に20点の配点をしている点についてです。そもそも論になりますけれども、再エネ海域利用法上、この今議論をしている評価基準を含む公募占有指針については、国が策定した基本方針に即したものであることが求められています。この基本方針は、2019年5月に閣議決定がされて公表されております。その中で目標として掲げられているのは、国民負担の抑制、コスト競争力のある電源を導入することの重要性といったコストの低減の点や、事業者の健全な競争を促す公平性、公正性、透明性を確保した適切な競争環境を実現するといった点であって、ここに迅速性という要素は出てきていないものと理解をしております。

また、前々回のワーキンググループでも申し上げた点を繰り返しますけれども、占有公募制度の運用指針にも記載がございますが、よろしければ資料2の7ページ注2のところを映していただければと思いますが、可能でしょうか。これの下のほうの注のところなのですが、7ページの注2を少し拡大していただくことは可能ですか。注2のところに書いてありますけれども、この法律はここに書いてありますとおり、公募占有計画の有効期間が最大30

年とされているのは、これは環境アセス4~5年、建設作業2~3年、事業実施20年、撤去2年という、この期間を合わせて、余裕を持たせて30年ということになっているわけでして、事業の実施までにこの6年から8年程度を要するということは、そもそも前提となっているところでございます。真ん中ぐらいのところにもありますけれども、選定された事業者が環境アセスや建設作業を速やかに実施すれば大丈夫だろうと、そういうことが書いてあるわけです。

この運用指針を策定する時のパブコメでも、事業者選定の前に環境アセスをする必要があるのかどうかといった問い合わせもあり、その時に事業者選定の前に環境アセスを始めるということは想定されていないといった回答がなされていたと理解をしております。つまり、事業者選定の前から準備を始めることが求められないことを前提に制度を作ってきたにもかかわらず、今回事業計画の迅速性に20点の配点を行って、運転開始時期の早い計画を提出すれば大きな加点をすると言われれば、それは事業者のほうはこの事業者選定の前から動かなきゃいけないということになりますので、こういう改正を、変更を行うということは、これまで積み重ねてきたこの制度の運用指針の考え方とも矛盾しますし、あるいは国が作った基本方針に沿っているというわけでもないように思いますので、こういったこれまでの経緯に反するようなルール変更を行うのは適切とは言えず、事業者側に大きな混乱を招いているのではないかと思います。

画面の表示はここまでで結構でございます。

さらに、今後日本版セントラル方式を導入して、イコールフッティングで適正な競争が行われるようにしようと、そういう方向性でいろんな議論が進んでいるかと思いますけれども、その方向性とも矛盾していると思っております。

このように、事業計画の実現性に 20 点の配点を行うというのは、基本方針の考え方やこれまでの制度設計の在り方と齟齬 (そご) するもので、2030 年に向けたエネルギーミックスの政策の重要性が非常に強調されておりますし、それは確かに重要だと思いますけれども、その点を勘案してもなお配点の大きさがバランスを欠くものと考え、反対をする次第です。

それから、2点目は落札制限を導入しようとしている点です。このような議論が出てきた当初から、落札制限は適正・公正な競争環境をゆがめる可能性があり、制度導入の合理的な理由の説明が不十分だと申し上げてまいりました。前回の事業者ヒアリングを受けて、コンソーシアムの構成に制約をかけるような案であったところは修正されて提示されてはおりますけれども、そもそも落札制限の導入の要否について丁寧な議論がなく、落札制限ありきで話が進んでいるのはおかしいのではないかと思っております。事業者ヒアリングでも、落札制限の導入そのものに否定的な事業者も少なくなかったと理解をしております。先ほどもご指摘しましたように、国が定めた基本計画では、事業者の健全な競争を促すために公平性、公正性、透明性を確保した適切な競争環境を実現する、これが非常に重要視されているわけですが、この中で、1回目のラウンドで価格点で差をつけた事業者が3カ所落札した、

このことをもっていきなり落札制限のような適正・公正な競争環境をゆがめる可能性がある制度を導入するというのは、反対です。

それから3点目、事業実現性評価を120点に引き直そうということについてです。こちらもこの議論が始まったワーキンググループで申し上げたところですが、価格点も事業実現性の評価点も、結局2番手、3番手との価格差で決まってくるので、最高点をそろえること自体が目的にかなうわけではないと考えております。事業実現性評価に120点を割り付ける、つまり引き直すということは、それだけ事業実現性評価の比重を高めて、価格点の比重を下げるということに他ならず、これもまた価格点の意味を薄めるという観点で反対します。また8ページによれば、落札制限を導入するから海域間の差異を勘案して、こういった120点に引き直すことをやるべきだという議論が出てきているようですが、さっき申し上げました、そもそも落札制限自体に合理性がないと考えておりますので、その落札制限を導入するからまたこの引き直しの議論が出てくるというところにも非常に違和感を持っております。

こうした3つの点の変更については、第1ラウンドの結果の総括として、先ほど申し上げたような基本方針に沿った、政策の狙いにかなったものだと総括されていたと思いますが、他の委員の方が以前から何度かご指摘されていますけれども、第1ラウンドが政策目的にかなった、いい結果が出たという総括をしておきながら、こういう大きな変更を行うということ自体が、黎明期にある日本の洋上風力の市場の信頼性を失わせることになりかねないということも考えるべきだと思います。

以上が反対意見の理由になります。

それからあと1点、これはコメントとして申し上げます。13 ページで迅速性評価について案①と案②を両論併記されている点です。そもそも迅速性評価の配点が多過ぎるという意見であることは申し上げたとおりですが、仮に20点もの配点を行うという場合に、案①と案②のいずれが良いかと問われれば、これは案①にすべきと思います。事業者にとっての透明性もありますし、20点の配点に事業評価の度合いで調整をするというのであれば、その調整の軸は配点40点に対する比率にするのが合理的だと思います。

以上です。

### ○山内座長

ありがとうございます。それでは、ちょっと手を挙げられた順番について、もしかしたら前後してしまうかもしれませんけれどもお許しいただいて、次は原田委員、どうぞご発言ください。

# ○原田委員

ありがとうございます。まず幾つかの項目について、第12回、それから事業者を集めた第13回の議論を反映していただいていること、かなりの本当に作業量だと思います。また、 具体的な数字を分かりやすいようにお示しいただいていることについては、事務局に感謝 を申し上げます。また、非価格点について評価基準がなぜそのように設定されたのか、その 背景、哲学を説明したことは、その目的に合った創意工夫を引き出したり、またさらに一歩 取り組みを深めたりするような努力を誘発するという点において効果があると思われ、今 回よくなった点だと評価しております。

その上で今の桑原先生のご指摘、また私自身の第 12 回の時の発言と一部重複するポイント もございますが、大きく 2 点申し上げたいと思います。

まず迅速性でございます。今回の前回案からの変更で、実現性の得点をより緻密に反映させるというご提案です。本当にその期間で完工できるかという判断の根拠をしっかり示すということの必要性が明確になったという点は、良いと考えております。しかしながら、私も最高点が20点という配点は全体の中のインパクトが大きいという点について、引き続ききちんと留意が必要だと考えております。ちなみに①か②かということであれば、私も相対性を排除して予見性が高いという点において、①案が良いのではないかと考えております。

また、ただ今の桑原先生のご指摘どおり、もともとの再工ネ海域利用法の枠組みから逸脱するものであるという点については、私自身もこの第1回からワーキングに参加している立場としても、それは確かにそのとおりだなというふうに感じながらお聞きしておりました。

また、前回も何人かの委員から、大きな枠組みは継続性が重要というご指摘もあったと理解しております。ですので、今回このような案を導入するということであれば、例えばクリーンエネルギー戦略の中間報告でも明記されておりますように、このウクライナ問題であるとか資源価格の高騰と、当初は予想していなかったような事態を含めて、改めてエネルギーの安定供給の観点、それから再エネかつ地産地消エネルギーの重要性が高まったというような背景をきちんと説明した上で、実施する必要があると考えております。

さらに、引き続き大きな方向性としては、今後導入されるセントラル方式だという点に変わりはないということ。そして、今回いわばそのセントラル方式に向けた過渡期の対応である、これは運用指針のほうの14ページに黎明期に限るというような表現で読み込むということなのかもしれませんが、このある意味過渡期の一時的な対応であるという点を、これはしっかり国内外の、海外も含めて関係者に向けて発信していただきたいと考えております。それから、これも前回も申し上げたんですけれども、こういう努力を民間にお願いするということであれば、官側も具体的に対応をしっかりお示しいただきたいと思います。参考資料の、ちょうどご説明があるかと思いますが、地域一体的開発に向けたNEDO事業も含めまして、一部手を打っておられるということは十分認識してはおりますけれども、やはり環境アセスの短縮化、それから複数のラウンドが同時に建設港湾を必要とするような地域での港湾キャパシティーへの対応、それから同一港湾を別ラウンドで使うことになった際の調整と、これは引き続きしっかりご対応いただきたいと思っております。

2点目につきまして、私も落札制限についてです。これも事業者の方からさまざまなご意見が出て、特にコンソーシアムの組成制限については、既にもう皆さま同士のご相談が始まっている区域もある中で、実際に問題が生じてくるというご意見もあったと理解しており

ます。私自身も、他国でこういうような制限があるような事例もご紹介がございましたが、 日本の場合においては、この次の例えばラウンド2も含めた近い将来のラウンドですらど の案件が出てくるかというのが予見しにくいということ、そういう中で検討を始めなけれ ばいけないということ、また各ラウンドが必ずしも非常に大規模でどこに入れようかなと いう選択肢が多いというわけではない環境の中で、こういった制限をかけるのが望ましい かは疑問の余地があると考えております。

ただし、今回マイノリティーでの参加については一定のフレキシビリティーが認められる案として改定案が出されておりますので、仮に制限をかけるということであれば、このような形になってくるのかなと考えております。

以上2点でございます。ありがとうございます。

#### ○山内座長

どうもありがとうございました。それでは次は清宮委員、どうぞご発言ください。

# ○清宮委員

清宮です。前回の時に私は非常に継続性が大事だということをお話しして、大幅な変更を しないほうが基本よいですけれども、ただ、今回の洋上風力に関しての入札に関しては、実 際のところ一般の国土交通省でやっている入札とは経験が全然違っていて。

新しい技術を初めて取り入れたところで、いろいろな課題が出てくるということは、私も予想していましたので、基本は変えないんですけれども、マイナーな修正をしてよりいいものを作っていくべきではないかということを考えています。

ここでその1点目で、前の2人の方が非常に聡明なご意見をしていただいて、私が言うのはちょっとちゅうちょしてしまったんですけれども、今回120点、120点で価格点と事業実現性で同じ点にするということで、それが大きな大変更になるかといったら、私はそういうふうにはあまり思っていなくて。案2でもかなり価格のほうに重みがあって、そういう配点になったんじゃないかと理解しています。そういったように技術とか国内での実績がないことから、価格点だけでなくて技術点を評価するのも結構重要ではないかと思っていまして、ある一種の過渡期かなというふうな印象を持っております。

それから2番目の迅速性に関しては、案①と案②、どちらでも私は基本的には構わない、 どちらでもいいと思っているんですけれども。迅速性に関して前回の入札の時に先行して いたことがある意味では何の評価も受けていない、落札で入札しなかったらもう評価を受 けていないと。そうすると、先行していたことのメリットについていろいろな地元で対策を 取っていたり、いろんな技術的検討をしたということがやっぱり迅速性に絡んできますの で、ある程度それを評価するような修正が大事ではないかと思っています。

これからセントラル方式とかそういうのがより具体化になってくると、公平に作業ができるようになると思いますけれども、現段階では各海域とも先行で入っているところと入っていないところはあまり評価されていないというのを、私としてはちょっと残念だったと思っています。

それから、委員会の名前の公表の件なんですけれど、基本的には私は前回公表した方がよいと話ししたんですけれども、それはなぜかといいますと、今回に関しては第三者が評価しているんです。国交省が評価しているのではなくて、第三者が評価しているという場合は、ある程度の委員の方も受けるときに責任を持つべきではないかということと、それから、自分の都合のいい人を選んでいるのではないかというふうな、都合がいいというのは表現としてはよくないんですけれども、偏った人材で評価が決まることになりますので、ある時期を経た段階で公表するというのが私の考え方です。

ここで入札に対しての私のちょっと個人的なあれですけれども、オリンピックの入札の時も事前に委員を公表していましたので、公共事業においては、大規模というんですか、重要な案件については委員名を伏せて、ある程度落ち着いてきたら公表したほうがいいんではないかなと思います。

以上です。

## ○山内座長

どうもありがとうございました。それでは次は大串委員ですね。どうぞご発言いただきます。

# ○大串委員

ありがとうございます。私も今までの委員の先生たちのお話と同じように、例えば落札制限というものをするのであれば、あくまで黎明期とかいうふうに書かずに、取りあえず2年間を黎明期と定め、その後は落札制限をかけないとか、はっきりとした時期を明記していただけないと動きにくいのではないかと思いました。その根拠としては、やはり迅速性を重視するような配点が20点も加算されてしまうと、極めて早い時期にグルーピングを済ませて、その中において動いていくということが重要視されると思います。

そうすると、予見性を含めて、この海域はどれぐらいの規模での制限がかかるのかというのが直前に近い段階にならないと分からないということでは、事業者としては、先行投資としていろんな地元貢献も含めて動き回られている段階において、あまりにも曖昧な、予見性が少ない状態だと動きづらいと。そうすると、せめて落札制限をかけないか、もしくはかけるのであればかける時期をきちんと明記すると。

そして、コンソーシアム制限も、私は本当は反対ではあるんですけれども、もしそれをかけるのであるならば、本当に早めに海域海域の応募時期というのを明確にしていただくなどのような出し方をしていかないと、応募を既にかけていた案件をいったん引っ込めて制度を変えていくという中において、非常に事業の信頼性というのが危うくなってきているような気もしますので。いつまでとか、そういったものに関しての明記というのはとても大事ですし、それを事業の透明性という形できちんと事業者の方にお示ししていただくような文面に変えていただければと思いました。

以上です。

# ○山内座長

ありがとうございます。次の発言者は飯田委員ですね。どうぞよろしくお願いいたします。 ○飯田委員

飯田です。よろしくお願いいたします。まずはさまざまなご対応、非常に大変な作業をあ りがとうございます。

それを踏まえて、先ほど来の先生方のご意見も含めて、私なりの考えですけれども、やはりさまざまな情勢が変わる中で適切に政策を反映させていくということは、非常に重要なポイントではないかなと考えておりまして。先ほど清宮先生からもお話がありましたとおり、基本的な大きな方針は変えないにしても、やはりさまざまな、例えば今回のウクライナ情勢ですとか、そういうようなところの状況も踏まえた上で、各種調整ができたほうがいいかなとは考えております。

そういう観点で、例えばエネルギー基本計画の話もそうですし、欧州等ではやはり洋上風力の早期実現みたいなところもうたわれている中で、日本の中でこういう基本的な迅速化の方針とかというのを反映させるということは非常に重要かなと思いますので、迅速化を取り入れるということは、それなりに意味があって重要ではないかなと。かつ先に対応しているような事業者さんたちが、こういう情勢が変わっていく中で適切に対応できていくということも重要かなとも考えますので、私は迅速化の部分で導入すること自体は賛成です。他方、各種事業者さんとか皆さんのご意見も適切に調整はしていただいたほうがいいかなと考えております。

落札制限については、先ほど大串先生もお話がありましたけれども、やはり時期を、この 先のスケジュールなりがちゃんと明確になっていかないと、組み方ですとか、ここでどこに 重きを置くかとか、そういう部分で事業者さんごとに非常に悩まれるんじゃないかなとも 考えるので、もし導入するのであれば適切なスケジュールを早めに見せていくという形で 実施をしていかないと、かなり難しいのではないかなと考えております。

あとは、28 枚目のスライドか何かだった、最高価格の話があったと思うんですけれども、 あれはやはり早めに公示したほうが透明性が高いかなと思うので、それはご検討いただけ たらなと考えております。

最後にちょっと簡単な質問が2点で、1つ目は、19 ページ目のスライドの中に各種建設業の労働安全マネジメントとか、そういうのがあるんですけれども、これは本当に実施する工事事業者の中でそういうことができればOKという形なのか。海外の事業者の人とかも入ってくる可能性があるので、どういう部分に適用、その中のコンソのメンバーの誰かがちゃんと入っていればいいのかとかというところは、ある程度示してあげないといけないかなと思いましたというのが1つと。

もう一つ、22 ページ目になるのかな、電力の安定供給になるのかもしれないんですけれども、事業者が例えばある一定期間を経てメーカーのメンテナンスから自分たちのメンテナンスにしていくような提案とかがあるかと思うんですけれども、そういうのがあった場合に、コストを下げる効果とサプライチェーンの貢献と両方効いてくるかなと思うと、18 枚

目のほうの事業の実現性の話と先ほどの電力の安定供給と、どちらのほうに書いたらいいのかみたいなところは悩むかなとちょっと思ったので、そういう場合の事例が、もしアイデアがあったら教えていただければと思います。

以上です。

### ○山内座長

ありがとうございました。ご回答については最後にまとめて事務局からお願いいたしま す。次は石原委員、どうぞご発言ください。

# ○石原委員

石原ですが聞こえますでしょうか。

○山内座長

はい。

# ○石原委員

ちょっと私は、実は先ほど洋上風力のシンポジウムがありまして、そこで講演があったので、前半の説明を聞いていないのですが、資料は拝見させていただきました。それで、私から、今回1から5までという、先ほどのページでいいますと7ページ、8ページ、9ページ、一応今日の見直しの方向性が書かれた内容を多分先ほど説明されたと思いますが、まずこの1番目と4番目ですがちょっと関係がありまして、私は個人的には今回の改定、まずこの供給価格の点と事業実現性の点について、1対1の評価というのは前から賛成しています。

一方、前回の入札の供給価格の点が 120 点に対して、事業性の評価が 120 点になっていないです。従って、その結果 2 つの問題点が指摘されています。 1 つは、やはり供給価格点だけを重視しているのではないかという誤解が与えられているように思われます。 2 番目は、事業者さんから前回のヒアリングの時もはっきり言われたのは、やはり予見性がないと。試験問題でいうと、2 つの科目があって、1 つの科目は 120 点が必ず取れると。もう1 個のほうはどんなに頑張っても 120 点取れないというような試験科目がもしあったとすると、そっちのほうを重視するというふうに言っても、重視されているように見えませんと。そういう意味では予見性の観点からいうと、公平性の観点からいうと、もし1 対 1 というのが目標であれば、1 対 1 というのが実現できることが必要であると思っていますので、今回の改定についてはその部分が改正されているので、今の問題はある意味ではいい方向に、大方針は全く変わりませんが、これを実現する手法というもの、方法というものをきちんと提案されて担保されていると理解しています。従って、4 番目についても同様と思っています。

落札制限の3番目については、これはさまざまな意見がありまして、この点については私自身が黎明期のある意味での特別の措置と考えていまして。事業者・産業育成の観点から、あるいは多様性、これが非常に実は重要なので。風力というのは実はメーカーというのが3者しかない。先日、これは皆さんご存じと思いますが、世界最大の風車メーカーが傾いており、買収提案が報じられました。実はこの多様性の担保というのは風力をやった人しか分からないのですが、風車メーカーが1者だけに例えばなったとき、どういうことになるかとい

うと、これが全くのリスクヘッジができないという恐れがあるんです。

だから、従って風力のエネルギーの観点から見たとき、例えば1つだけというのがやはり 非常に危険と思っていますので、ポートフォリオの観点からいっても、エネルギーの安全保 障の観点からいっても、多様性というのは必ず担保しなきゃいけないと思っていますので。 ただし、これが延々とこれを制限するかどうかというのは、それは今の制度、将来的に国の ほうが全部それを提供して、海域とか全部変わって、将来的に制度が変わったとき、またそ れについて変えるというのが仕様かなと思っていますので、現状においてはこういったバ ランスを考えてやっていくことが必要ではないかと思っています。

最後、この委員名簿の公表に関しても、これはやはり公共事業ですので、どこかの時点でどういった方が審査したかというのを、やはり公平性の観点からいうと公表すべきだと思いますので、これはいつ公表するかというのがいろんな議論があると思いますが、公表することが絶対の大前提と考えています。

迅速性に関しては以前も申し上げたように、早くいろんなインフラが整備されることが極めて重要なんですが、これは工事がどんどん遅れると結果的にインフラの整備が遅れて、全体的な導入が遅れるということにつながるので、迅速に導入することが極めて重要。どの国も実はここをかなり重視して、最初の段階についてこれを考慮するようにしていますので、今回はここもいろいろ改善されているという点については評価したいと思います。私のコメントは以上です。

#### ○山内座長

ありがとうございます。中原委員は何かご意見、ご発言のご希望はありますか。

#### ○中原委員

中原でございます。特に手は挙げておりませんけれども、せっかくですので一言だけよろしいでしょうか。

### ○山内座長

はい。

#### ○中原委員

皆さまのご意見を拝聴して、なるほどという点も多いわけですが、迅速性の評価について、ページ 13 でしょうか、案の①と案の②が出ております。説明におきましても、また皆さま 方の意見におきましても、それぞれにそれぞれのメリット、デメリットがあるなという感じ がするんですが、慎重に検討して、どちらかといえば案の①かなという印象を持っていますが、清宮先生も言われていたように、いかんとも言い難いという感じというのが正直なところです。

それから、第三者委員会の委員名簿の公表については、原案のとおりに私は賛成です。公表するということに事務局も意見を統一され、一定の期間後にということで今日提案されておりますので、賛成でございます。

以上でございます。

### ○山内座長

ありがとうございます。

#### ○中原委員

もう1点だけ、知事の意見の公表についても取り扱っていただきましたので、私はその点についても賛成でございます。

以上でございます。

### ○山内座長

ありがとうございます。これで大体委員の方の発言は一渡りいただきましたが、追加的な ご発言とかよろしいですか。じゃあ事務局のほうからありますか。

# ○石井室長

どうもありがとうございます。先ほど飯田委員からご質問いただきました点がございます。例えば資料1の22ページの電力安定供給の評価区分、トップランナーのところについて、O&Mの話がございましたけれども、ここについてはオペレーションとそれからメンテナンスにかかる部分についても電力安定供給に十分直結してくるところですので、O&Mの体制、取組内容についても記載いただくとともに、それに関連するような例えば費用については、先ほどご指摘いただいた18ページの資金・収支計画の一部にも含まれてくると考えております。従いまして、O&Mの体制ですとか取り組み内容については、電力安定供給のところから記載いただき、それに係る経費等については資金・収支計画にも反映されてくるとりことだと考えています。

あとそれからもう1点、19ページのマネジメントシステムについてのご指摘を頂きましたけれども、こちらについては国土交通省のほうからよろしいでしょうか。

### ○大岡港湾局海洋・環境課海洋利用開発室長

国土交通省でございます。19 ページの飯田先生のご指摘でございますけれども、この I SOやCOHSMSはどこまで対応されるのかということでございます。ラウンド1におきましても公募占用計画を策定いたしました事業者につきましては、どのようなコンソーシアムで実施をするのか、それとどのような協力企業で取り組むのかということを書いていただいております。ただ、協力企業の中にはEPC事業者もおられますので、それらの企業も含めましてこれらが取得されているかどうかというのを確認していきたいと考えているところでございます。

#### ○山内座長

事務局からは以上でよろしいですか。

いろいろご意見を頂きましたが、それでは來生先生、全体を通じてコメントいただければ と思いますけれども。

#### ○來生委員

來生でございます。本日の議論を伺っていて、主要な論点の1つは落札制限、それからも

う一つは迅速性というところが、大きな意見が出てきたポイントかと思います。

まず落札制限ということについて、私はもともと独占禁止法の研究をやっていたので、そういう立場から少しお話をさせていただきますと、結局落札制限を新たに設けるかどうかというのは、マーケットに対して社会が何を期待するかということに他なりません。アメリカの独禁法を見ると、19世紀の終わりから今日に至るまで、マーケットが何を実現すべきかということについて二つの考え方がずうっと対立してきている。、ある種の効率性といいますか、価格の安さか、それとも結果が多様であることを確保すべきか、非常に意見が分かれているという歴史があります。これはある意味で今回の考え方の見直しの最大のポイントでもある。第1ラウンドの結果を受けて、それを修正すべきだという社会的な意見も出てきて、それにどう対応すべきかということです。

桑原委員のなぜ落札制限が必要かの議論が不十分だというご指摘は、全くごもっともだと私も思うのですが、逆に、これは時間をかけて議論をして解決する問題なのだろうかという気がいたします。ある意味でマーケットをどう見るかということについて、すなわちマーケットのあるべき機能についての一人一人の価値判断に関わることなので、その議論が不十分だということで今これを導入すべきではない、というふうには、私は考えないということでございます。最後は「えいや」という割り切り・決断ではないかということが、、それが第1点です。

それからもう1点の迅速性に対する評価、これは極端にいうと、ある基準を最初に作った場合の安定性、予見可能性と、ある時点で作った判断の基準は、その時の社会的環境の中で作られるわけですから、その後の環境変化ということとの関係でそれをどう考えるか。安定性や予測可能性は非常に大事だと私は考えます。ただ、その後の事態変化、発生した事態の重要性を社会としてどう認識するかということの評価によって、ときには安定性が崩れることは許容してもよいというケースがあり得るのではないか。今回ウクライナのケースが出てきて、それが基本方針を考えた当時の社会環境とどれぐらい大きく変わったかということの評価が、これも人によって違うのかもしれないということを感じました。

いずれにしても、今問題となっている論点は、それぞれの委員の価値判断といいますか、 いろいろなことに対する価値観の違いに大きく関わる問題です。私個人の意見とそれぞれ あるのですが、議論を長く続ければそこで折り合いがつかは非常に難しいと考えました。

以上のコメントが、本日の実質的といいますか実態的な議論との関係で私が感じたことでございます。私も法律が専門ですので、ものごとには実態的見地とそれから手続き的見地と2つの異なる判断の基準があるだろうと思います。手続き的見地でいうと、十分に議論を尽くしたかどうかと、これは桑原委員がご指摘のとおり非常に重要な論点だと思います。今までの議論で十分かどうかということについて、なかなかにわかには判断できないと。現に今日の委員会でもこのように意見が分かれているということでございますので、十分に議論が尽くされたかどうか何とも言えません。

しかし、逆にいつまでもその議論を続けるというわけにいかないというのが、学者の議論

と違って、現実との関係で意思決定をしなければいけないこういう行政的な決定の役割で、本日いろいろ出たご意見の中にも、例えば迅速性について 20 点という配点が重過ぎるのではないかというようなご意見はもう一度考えてもよいのかもしれないと思います。そこをどのように議論するかというのは、タイミングといいますか、いつまでも議論を続けてよいのかとの関係でなかなか難しい問題だと思います。いずれにしても本日出た議論を事務局でもう一度消化していただいて、それを各委員にご説明いただくということは必要だろうと思います。

なかなか歯切れのいいコメントができないのですが、委員として言えることと、委員長として言えることには違いがあるなというのは、今回のこの会議でいろいろ感じたことでもございます。今日の段階では甚だ歯切れの悪い議論ですけれども、そんなコメントでお許しをいただければと思います。以上です。

#### ○山内座長

どうもありがとうございます。委員長として言うこととそうじゃないところというのは、確かにあるかなと思っていますが。ありがとうございました。今來生委員から、私としては非常に適切なバックアップをしていただいたんじゃないかなと思っておりますけれども、本日は、今もありましたように、いろいろなご意見を頂いて、必ずしも皆さんのご意見がまとまったということではないかなというのは、これはそう思っていますけれども。それぞれの委員の方の見解といいますか、視点の違いからそういったところが出ているのかなと思いました。

それで、これからどうするかということなんですけれども、基本的には、私の印象では、これについては絶対駄目とか、あるいはこれについては絶対にいいとかいうところではなくて、基本的な方向性としては、ある方向について皆さんの意見を聞きながら方向性が見いだせたんじゃないかと思っています。そこで、今來生先生がおっしゃったように、今日の意見を踏まえて経済産業省と国土交通省で占用公募制度の運用指針の変更についてパブリックコメントを実施するということになりますので、大変恐縮でございますけれども、そのパブリックコメントにどういう案を打つか、占用公募制度の運用指針の変更案について、再度言いますけれども、皆さんのご意見を踏まえた上で、私と來生委員長にご一任いただけないかと思っております。それをもってまたパブリックコメントを実施するということだと思います。

ある意味ではこういうプロセスを経ることが先ほどの議論を尽くすということになるのではないかなと思っておりまして、そのように思っていただければと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

#### ○石原委員

委員としては意見ありません。

#### ○山内座長

はい、承知しました。桑原委員、ご発言をご希望ですか。

# ○桑原委員

はい。

○山内座長

どうぞ。

### ○桑原委員

すみません。念のためですが、山内委員長も入っておられる大量導入小委のほうでご意見が出て、大量導入小委のほうでも以前から議論しているところでもあり、今回のルールについては大量導入小委のほうでもしっかり議論の機会がほしいというようなご発言があったかと思います。これはこれでご対応いただけるということでよろしいでしょうか。

### ○山内座長

そのようになると思いますので。

# ○桑原委員

了解いたしました。ぜひお願いいたします。

#### ○山内座長

まさにいろいろ議論を尽くすということだと思っております。よろしいですか。

#### ○桑原委員

了解いたしました。

### ○山内座長

他によろしいですか。

では、先ほどちょっと皆さんにご相談申し上げましたけれども、そういった形で案を作って、そしてパブリックコメントの方向にいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その他に何かご発言、あるいは事務局のご連絡はありますか。

# ○石井室長

そうしましたら、ご報告事項を続けてご説明できればと思います。資料1の38ページ目からでございますけれども、今の日本版セントラル方式の検討状況についてでございます。第10回の合同会議の中で、日本版セントラル方式の一環として実施します初期段階の調査について、JOGMEC、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構ですけれども、そこが一部担うということを検討している旨ご説明をいたしました。地質構造や風況といった洋上風力発電事業の検討に必要な調査について、JOGMECの業務に追加することを含む改正法を、今年の5月20日に公布しております。現在2023年度からの調査開始に向けて、実施体制の検討などの準備を進めております。

次のスライドです。40 ページ目です。並行してですけれども、NEDOのほうで実証事業という形で、日本版セントラル方式におけます調査の手法ですとか仕様について、今検討を進めております。風況ですとか海底地盤をはじめとしました各項目の調査に必要となる手法・仕様の整理に向けて、今議論をしています。この実証事業ですけれども、2022 年度

まで実施する予定としておりまして、その成果を調査手法・仕様の一般的なものとして取りまとめて、今整理するということを考えています。今日添付しております参考資料の1の中で、中間取りまとめという形で、例えば風速ですとか風向、あと乱流強度、そういった各調査項目ごとに、どういう目的で、どういう手法で、どういう仕様で調査を行っていくのかというものの取りまとめを行って整理をしております。

特に参考資料2ですけれども、風況調査に関しては、その観測手法に係るガイドブックというものを作成して取りまとめております。

これについては、下の(2)のところですけれども、実際にNEDOの実証事業の取りまとめを、各区域の調査仕様を検討する際のベースラインとなるものを想定して、要は最終取りまとめに当たるものなんですけれども、それを洋上風力発電設備の基本設計に係る調査の基本仕様として取りまとめていくことを想定しています。その上で一番下の丸ですけれども、各区域ごとの調査仕様については、今お話ししました基本仕様を参照しながら、各個別の対象地域の地域特性を踏まえてカスタマイズした個別仕様という形で別途策定したいと考えています。

下の欄外にありますけれども、2022 年度中にセントラル制度の設計の内容を固めまして、2023 年度からこの制度に基づきましてJOGMECによる調査を本格的に開始したいと。 さらに 2025 年度の公募では、この制度の調査結果を用いた公募を行うべく進めていきたいと考えております。

次のスライド、41 ページ目は、実証事業の参考になっております。以前お示ししたものですので、詳細は割愛をいたします。

続きまして43ページ目、基地港湾について、国土交通省さん、お願いします。

# ○大岡港湾局海洋・環境課海洋利用開発室長

国土交通省でございます。43 ページ基地港湾に関する検討状況についてご説明させていただきます。2点ございます。1点目が公募について、2点目が基地港湾についてでございます。

まず1点目、公募についてでございます。今後の公募におきましては、既に他の先行事業者が基地港湾の利用を予定しているケースもございますため、公募参加者による事業計画の予見性向上を図るという観点から、公募占用指針に当該港湾の利用可能期間を明記することとしたいと思っております。また、公募占用計画に記載された基地港湾の利用期間について、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障が生じる場合につきましては、変更を原則認めないということでございます。こちらにつきましては、今までこういうルールですると考えておったんですけれども、今回明記させていただいているというところでございます。

2つ目、新たな基地港湾の指定に向けましては、2050 年カーボンニュートラルに向けた 基地港湾の在り方に関する検討会の取りまとめを踏まえつつ、限られた港湾空間の有効活 用、洋上風力発電の案件形成強化に向けた事業者の予見可能性の向上、計画的・効率的な投 資等の観点から、今年の7月から8月ごろに将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾(埠頭(ふとう))を整理・公表する予定と考えております。

スケジュールにつきましては下のほうに書かせていただいております。 2月 28 日に洋上風力小委員会で進め方の了解を頂いているところでございまして、3月 11 日から 5月 13 日の期間に港湾管理者の意向を確認したところでございます。これらの意見が今出てきておりますので、現在取りまとめ作業をしておりまして、取りまとめましたら小委員会のほうでご審議をいただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○石井室長

すみません、最後の 45 ページ目でございます。今後のスケジュールについてですけれども、先ほど座長からもパブリックコメントの件をご指摘いただきましたけれども、今般議論した公募プロセスの見直しを踏まえまして、今日お示ししております一般海域における占用公募制度の運用指針の変更を行ってまいりたいと思っております。いずれにしましても、こちらについては座長にご相談しながら、先生方ともご相談しながら変更を行いまして、年内には一番下にありますように 2022 年度の促進区域、有望な区域、準備区域を公表しまして、所定の手続きを経た上でですけれども、2022 年度の促進区域に関する公募占用指針、それから秋田県の八峰能代市沖の促進区域に関する公募占用指針の改訂版をセットして、公募を開始していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○山内座長

どうもありがとうございました。以上のご説明、ご報告について何かご質問、ご意見はありますか。

特によろしゅうございますか。

先ほども説明がありましたように、パブコメをかけていろいろとまたご意見を広く伺う ということになろうかと思います。

#### 3. 閉会

#### ○山内座長

それでは、以上をもちまして本日の合同会議を閉会とさせていただきたいと思います。本 当にご熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

### 〇一同

ありがとうございました。